

盛土規制法施行

京都市の全域を規制の対象に指定

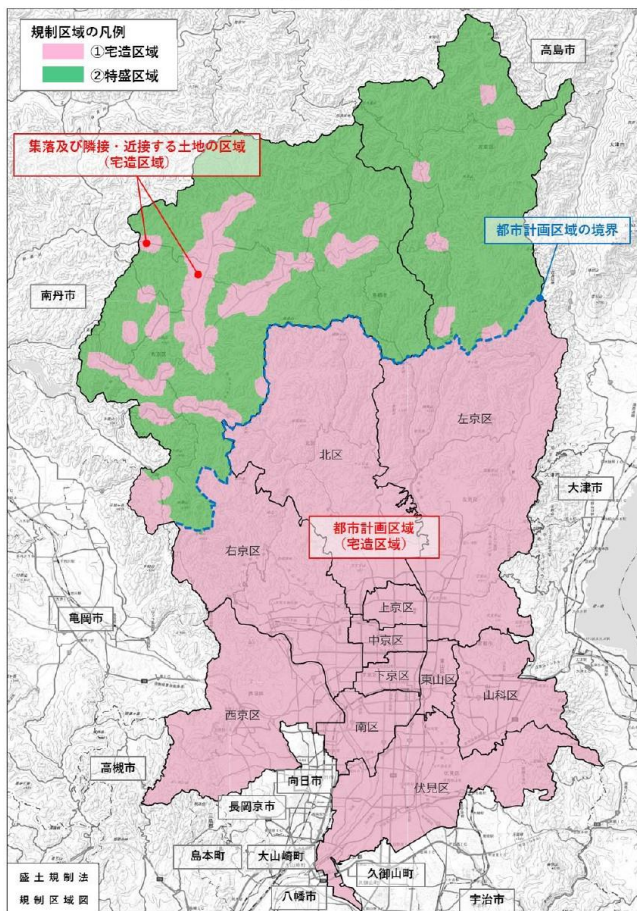
(1) 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

(2) 特定盛土等規制区域(特盛区域)

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

盛土規制法の規制区域



2021年7月の静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)が2023年5月26日に施行されました。

京都市では2018年伏見区大岩山での土石流発生をうけて、党議員団が土砂条例の制定をくり返し求め、2020年土砂条例が制定されました。

しかし、北区杉阪地域や鷹峯笹ヶ尾、右京区京北など、山間部の開発や埋め立てに地域住民の皆さんから規制と京都市の指導を求める声が上がっており、党議員団は市の全域を法の規制対象として指定するよう求めてきました。それが実ったもので、京都市全域が切土や盛土の規制対象となります。

これまで指摘されてきた問題の解決に行政の責任が果たされるよう、皆さんと力を合わせていきたいと思えます。